

問 33 付問 2 「必要はない」と回答した方にうかがいます。その理由について、次のなかから最もあてはまるものひとつに○をつけてください。〔総回答数=71〕

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1. 両部門は連携しない方がよいから | 1.4% |
| 2. 両部門が連携する必要性を感じないから | 29.6% |
| 3. 両部門の連携は、現実には実施が難しいと思うから | 16.9% |
| 4. その他 | 50.7% |
| 無回答 | 1.4% |

◆ 7 貸付部門とハローワークとの連携

問 34 貸付部門とハローワークとの日常的な連携の状況として、最もあてはまるものひとつに○をつけてください。〔総回答数=527〕

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1. 相手の機関がどのような業務を行っているか、知っている | 58.1% |
| 2. お互いに顔見知りの関係である | 9.3% |
| 3. 担当者と個別に連絡を取り合っている | 9.5% |
| 4. 担当者が集まり、情報を共有しあう場が定期的にある | 0.8% |
| 5. その他 | 15.9% |
| 無回答 | 6.5% |

問 35 ハローワークの事業（就職安定資金融資、訓練・生活支援給付）との役割分担が、実務上、円滑にっていますか。〔総回答数=527〕

- | | |
|--------------|-------|
| 1. よくできている | 1.9% |
| 2. ある程度できている | 28.1% |
| 3. あまりできていない | 30.9% |
| 4. できていない | 30.2% |
| 無回答 | 8.9% |

問 36 ハローワークとの連携の充実にむけ、次のことをこれまでに実施しましたか。〔総回答数=527〕

	実施している	実施していない	年度内に実施予定	無回答
① 社協内部でのハローワークの業務に関する説明会ないし研修の実施	5.5%	89.6%	0.8%	4.2%
② 社協の職員とハローワーク職員との合同による研修・勉強会等の実施	6.5%	89.4%	0.2%	4.0%
③ 「第2のセーフティネット」に関する共通の運用基準の作成（パンフレット、マニュアル等）	2.8%	91.3%	0.2%	5.7%
④ 相談者の生活課題把握のためのアセスメント様式について、ハローワークとの項目の共有	1.1%	93.0%	0.2%	5.7%

◆ 8 貸付部門と福祉事務所（生活保護担当）との連携

問 37 貸付部門と福祉事務所（生活保護担当）との日常的な連携の状況として、最もあてはまるものひとつに○をつけてください。〔総回答数=527〕

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1. 相手の機関がどのような業務を行っているか、知っている | 24.3% |
| 2. お互いに顔見知りの関係である | 14.2% |
| 3. 担当者と個別に連絡を取り合っている | 52.2% |
| 4. 担当者が集まり、情報を共有しあう場が定期的にある | 1.5% |
| 5. その他 | 4.9% |
| 無回答 | 2.8% |

問 38 生活保護担当との役割分担が、実務上、円滑にっていますか。〔総回答数=527〕

- | | |
|--------------|-------|
| 1. よくできている | 13.1% |
| 2. ある程度できている | 55.6% |
| 3. あまりできていない | 19.9% |
| 4. できていない | 6.1% |
| 無回答 | 5.3% |

問 39 生活保護担当との連携の充実にむけ、次のことをこれまでに実施しましたか。〔総回答数=527〕

	実施している	実施していない	年度内に実施予定	無回答
① 社協内部での福祉事務所の生活保護業務に関する説明会ないし研修の実施	7.8%	88.8%	0.0%	3.4%
② 社協の職員と福祉事務所の生活保護担当職員との合同による研修・勉強会等の実施	12.0%	84.4%	0.4%	3.2%
③ 「第2のセーフティネット」に関する共通の運用基準の作成	2.8%	93.2%	0.0%	4.0%
④ 相談者の生活課題把握のためのアセスメント様式について、福祉事務所との項目の共有	2.1%	93.7%	0.4%	3.8%

◆ 9 貸付部門と、ハローワーク・福祉事務所以外の社会資源との連携

問 40 現在、よく連携している社会資源（関係機関等）を、次頁の表のなかから 5 つ以内で選び、その番号を記入してください。〔総回答数=527〕

問 41 上記で選んだもの以外で、これから連携が大事だと思う社会資源（関係機関等）を、表のなかから 5 つ以内で選び、その番号を記入してください。〔総回答数=527〕

選 択 肢	問 40 よく連携して いる社会資源	問 41 これから 連携が大事だと 思う社会資源	問 41+問 42 (連携対象の 社会資源)
1 民生・児童委員	93.4%	0.9%	94.3%
2 町内会・自治会	21.8%	21.1%	42.9%
3 公民館	4.6%	1.7%	6.3%
4 社会福祉の施設	17.6%	10.6%	28.3%
5 地域包括支援センター	55.2%	14.8%	70.0%
6 保健所・保健センター	20.1%	13.1%	33.2%
7 医療機関	13.7%	18.2%	31.9%
8 警察	2.1%	12.9%	15.0%
9 消防	1.7%	3.6%	5.3%
10 法律事務所・弁護士会	12.3%	34.7%	47.1%
11 保護司会	1.5%	8.0%	9.5%
12 商工会議所	2.1%	8.5%	10.6%
13 民間企業（営利）	0.2%	6.6%	6.8%
14 社会企業	0.0%	4.2%	4.2%
15 生活協同組合	0.8%	1.5%	2.3%
16 農業協同組合	0.0%	2.3%	2.3%
17 労働組合	0.0%	1.9%	1.9%
18 銀行	0.8%	9.9%	10.6%
19 信用組合	0.6%	1.9%	2.5%
20 不動産屋（の業界団体）	3.2%	8.7%	12.0%
21 低所得・困窮者支援に関わる地域のボランティア団体やNPO	3.8%	22.0%	25.8%
22 外国人支援団体	0.4%	4.6%	4.9%
23 地域の反貧困ネットワーク	0.2%	6.5%	6.6%
24 その他	11.4%	1.9%	13.3%
無回答	4.2%	23.7%	3.8%
○の数の平均値	市区 2.6 町村 3.0	市区 2.8 町村 3.9	市区 4.7 町村 5.4

※網掛けは、上位 3 位の値

※○の数の平均値とは、よく連携している、あるいは、これから連携が大事だと思う社会資源として○をつけた数の平均値

◆10 第2のセーフティネットのあり方

問 42 利用者からは、総合支援資金の貸付制度はどのような制度に見えるでしょうか。
〔総回答数=527〕

	非常に そう思う	ある程度 そう思う	あまり 思わない	ほとんど 思わない	無回答
① 貸付窓口に関する情報が広く行き渡っている	1.3%	33.2%	51.8%	10.2%	3.4%
② 借受の要件をクリアしやすい	11.0%	41.0%	38.0%	6.6%	3.4%
③ 迅速に借りられる	3.8%	31.1%	47.8%	13.1%	4.2%
④ 貸付以外の様々な相談に丁寧に 応じてもらえる	2.8%	53.1%	34.3%	5.3%	4.4%

問 43 あなたは、総合支援資金等の借受人に対する自立にむけた相談援助・支援を、十分に行なえていると思いますか。〔総回答数=527〕

	非常に そう思う	ある程度 そう思う	あまり 思わない	ほとんど 思わない	無回答
① 総合支援資金等の借受人に対する自立にむけた相談援助・支援を、十分に行なえている	0.6%	33.4%	52.4%	6.3%	7.4%

問 44 支援の課題についてうかがいます。以下のそれぞれについて、あてはまるものをひとつ選んでください。〔総回答数=527〕

	非常に そう思う	ある程度 そう思う	あまり 思わない	ほとんど 思わない	無回答
① 担当件数が多くて十分なかわりを持つことができない	16.3%	29.4%	32.6%	15.0%	6.6%
② ケースごとの自立援助の方針が担当者（またはチーム）のなかで明確でない	8.3%	33.0%	39.8%	10.2%	8.5%
③ 自立のための相談援助に関する専門的知識や技術が担当者には足りない	21.4%	47.8%	21.4%	3.2%	6.1%
④ 生活保護が必要と思われる方／世帯に、貸付で対応することが多く利用者のニーズに、貸付部門の支援内容がマッチしない	14.6%	45.4%	28.3%	5.3%	6.5%
⑤ 貸付担当の部署全体として、自立支援に積極的に取り組もうとする雰囲気がない	3.8%	27.7%	50.9%	11.2%	6.5%

	非常に そう思う	ある程度 そう思う	あまり 思わない	ほとんど 思わない	無回答
⑥ 借受人自身が、貸付・借受以外の相談援助・支援を希望しない	16.3%	44.4%	28.3%	4.6%	6.5%
⑦ 迅速な貸付が優先され、時間をかけた相談関係の構築が難しい	19.0%	49.7%	22.4%	2.8%	6.1%
⑧ 「相談と一体的な貸付の実施」という認識が関係機関に共有されていない	14.8%	52.2%	23.1%	3.4%	6.5%

問 45 総合支援資金の貸付や借受人への自立支援のあり方について、日ごろお感じになっておられることや、このアンケートについてのご意見など、ご自由にご記入ください。

問 45 の自由記載については、総回答数 527 のうち、182 件から記入をいただきました。

記載内容を概観すると、①制度の目的や意義に対する意見、②制度のしくみやシステムに対する意見、③それぞれの地域特性による課題、④本調査への意見などがあげられました。

以下では、意見の一部を要約して掲載しています。

①制度の目的や意義に対する意見

- 借受人への就労支援は社協として行うことが難しく、自立に向けた具体的な支援の実施は困難であると感じる。
- 総合支援資金については失業等の原因により、借り入れをせねばならない状況にもかかわらず、ご自身の状況の理解が甘い場合もあり、そういった場合には、支援の限界を感じる。
- 一時的な安定した生活はできるが、貸付期間が終了した後の生活が自立支援につながるか不明である。
- 貸付というより給付に近い気がする。

②制度のしくみやシステムに対する意見

- 急な制度改正に、市町村社協の体制が追いついていない。
- 失業者に対する貸付業務に関して、窓口がそれぞれバラバラで、連携が充分とれていないと感じている。
- 貸付までの事務（書類準備、民生委員との連絡調整）など、時間がかかるので、事務手続きをもう少し簡素化できると、よりもっと借受人へ関わられる時間が持てると感じられる。

- 条件が緩和されたことで、安易に貸付に頼る傾向が助長されてしまっている。
- 就職できないまま貸付期間が終了した場合、その後の対応が課題である。
- 償還見込みのない方への貸付に不安を感じる。償還期間が最大 20 年あり、事務量も大変かと思われる。
- 専任相談員の設置が必要。県・市の助成は望み薄である。国の制度が必要と思われる。

③それぞれの地域特性による課題

- 山間部のため、自営で経営不振というケースの相談は多い。また、地域性で民生委員に借受人が相談に行くということを大変嫌います。
- 過疎地域のため相談や申請は少ない。
- 都市部とは違い生活基盤（住宅、家族等）が出来ている方が多く、資金ニーズのほとんどが、一時的な生活資金を必要とされている低所得者である。今後ますます雇用環境が悪化するものと見込まれるため、本来の総合支援資金のニーズは高まるであろう。
- 田舎地域のためか、今年度は総合支援資金の相談はゼロである。町社協独自の貸付事業を行っているが、手元にお金が全くない状況になってから相談に来るケースが多い。

④本調査に対する意見

- アンケート自体が実際に業務を行っている現場の状況をよく分かっていない。
- 小規模の社協では、答えようのない事項が多すぎる。質問の意味が分からないものも多い。
- 同様の調査がある際は、電子文書でやりとりをさせていただいたほうが事務負担が少なく、資源節約、経費節約につながります。
- 皆様の調査に敬意を表します。

低所得者へのセーフティネット機能の強化に関する実態調査 速報結果報告

2010(平成22)年3月

発行：「低所得者に対する相談援助機能の強化に関する研究」研究班
研究代表者 国立保健医療科学院福祉サービス部 森川美絵

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 E-Mail:m.morikawa@niph.go.jp
Tel:048-458-6143 (直通) Fax:048-458-6715 (部)

資料3. 生活福祉資金貸付の相談者像と相談対応(1) ——統計的分析

方法・集計結果(出典 平成22年度分担研究報告書 第3章より抜粋編集)

【方法】首都圏の基礎自治体にあるP社会福祉協議会から提供を受けた生活福祉資金貸付の相談受付票と初回相談カードの記載内容を整理し、統計的手法を用いて相談対象者の属性や相談内容、および対象者への対応方法を明らかにした。分析の対象は、2010年4月～5月に貸付の相談を受けた際に作成した相談受付票と初回相談カード(n=143)である。データの分類・コード化は妥当性・正確性を期すために複数の研究者がチェックを行う体制を敷き、分析には統計ソフトSPSS Ver.18.0等を用いた。本調査は国立保健医療科学院研究倫理審査の承認(IBRA#10004)を得た。

【分析結果】 次ページ以降参照

(1) 相談の形態

1) 相談方法

相談方法は、電話による相談が56%、来所による相談が42%であった(図3-1)。

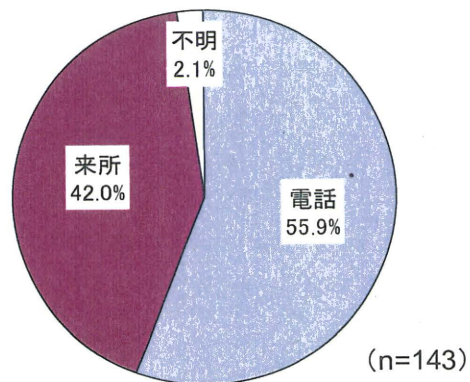


図 3-1 相談の形態

2) 紹介経路

紹介経路(複数記入あり)は、行政経由が35%、ハローワークが9%であった。少数ではあるが、民生委員、市の便利帳、知人の紹介などのルートもあった。その他の詳細は、ホームページ、地域包括支援センター、病院、議員・政党などであった(図3-2)。

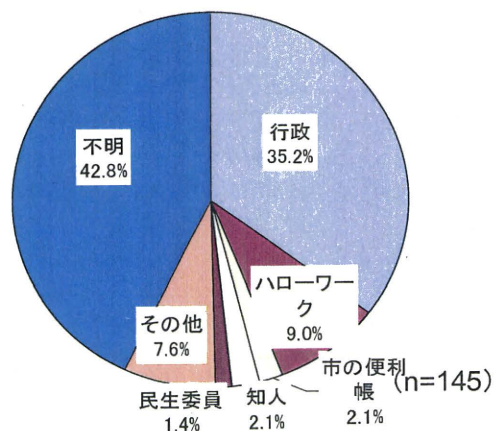


図 3-2 紹介経路

(2) 対象者の属性

1) 相談者

相談者は本人が 95%、本人以外が 5%であった。本人以外の内訳は、妻、知人、市、職業相談センター、病院、住宅相談窓口であった (図 3-3)。

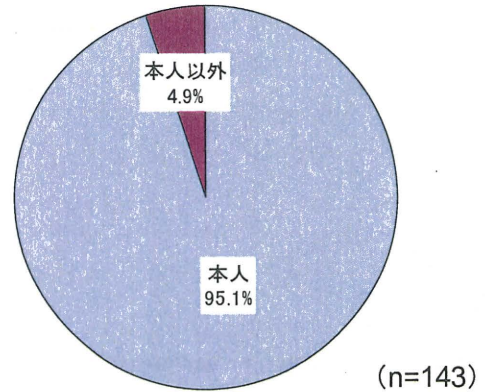


図 3-3 相談者

2) 性別・年齢

性別は、男性が 68%、女性が 30%で、男性の割合が高かった (図 3-4)。

年齢は、最低年齢 13 歳から最高年齢 88 歳までであり、平均年齢は 50.5 歳であった。年代別にみると、30 歳代と 65 歳以上がやや多くなっていた (図 3-5)。とくに女性は 30 歳代と 65 歳以上に集中しており、女性の人数が、全体に占めるこの年代の割合を押し上げている状況が見られた。

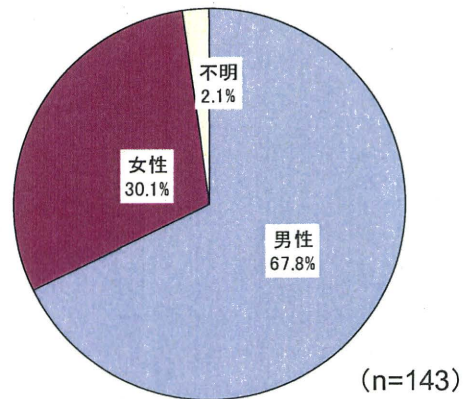


図 3-4 性別

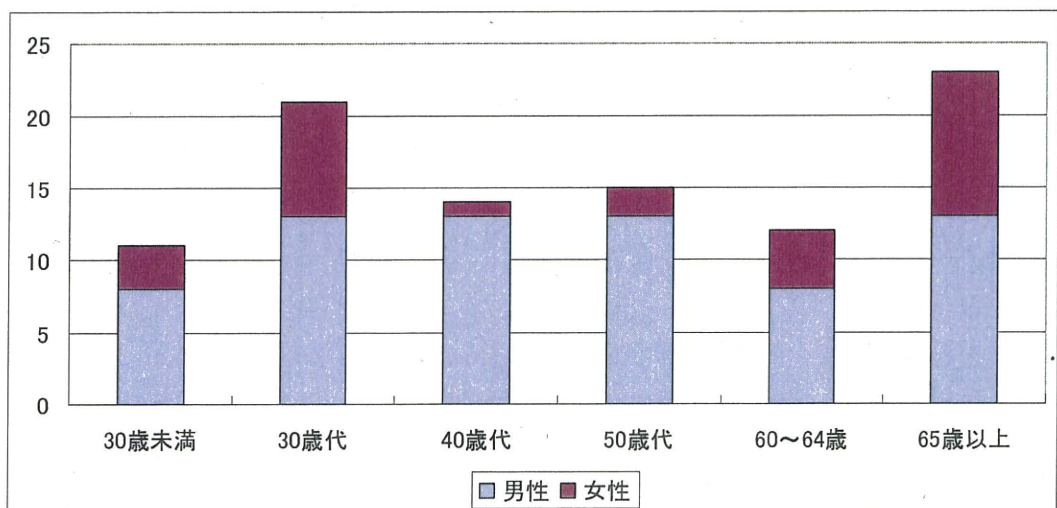


図 3-5 年齢階層別性別

3) 世帯構成

世帯構成を世帯の中のもっとも若い世代の夫婦を軸にして整理したところ、1人世帯（単独世帯）がもっとも多く5割を超えた（図3-6）。

とくに30歳代で単独世帯の割合が高くなっており、逆に65歳以上では核家族世帯が約半数を占めた（図3-7）。

親族関係にない者との同居（＝非親族世帯）は5世帯あり、40歳代までの若年層にみられた。

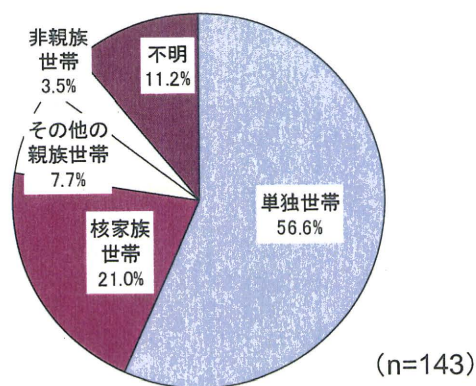


図 3-6 世帯構成

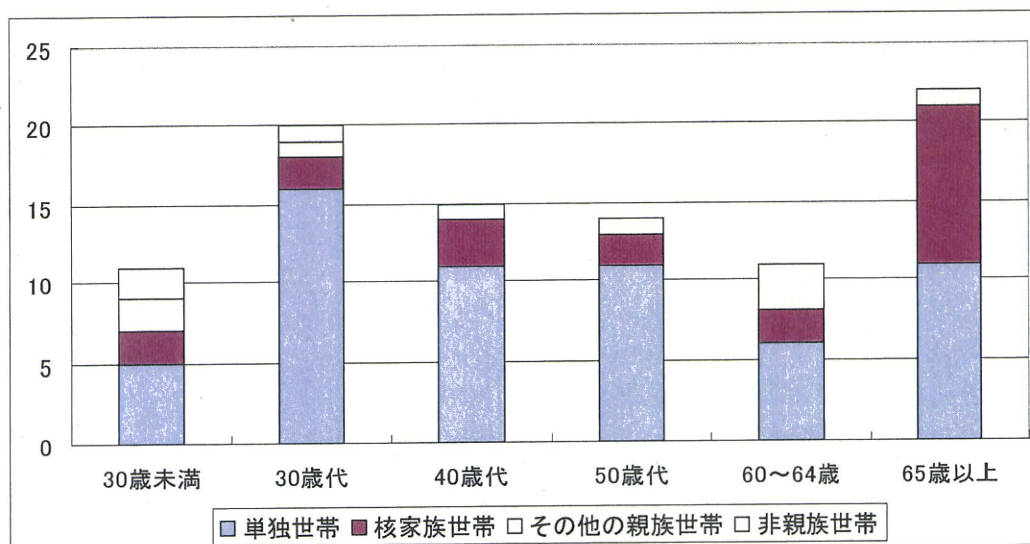


図 3-7 年齢階層別世帯構成

4) 就労状況

対象者本人の就労状況については、相談受付票に記載されている就労状況に関する情報のほか、就労収入に関する記載の有無により判断した。

就労しているのは3割に満たず、3人に2人は就労していない（休職中を含む）状況であった（図3-8）。

年代別にみると、30歳代までは就労の割合が比較的高いものの、いずれの年代も就労者の割合は5割に満たない状況であった（図3-9）。

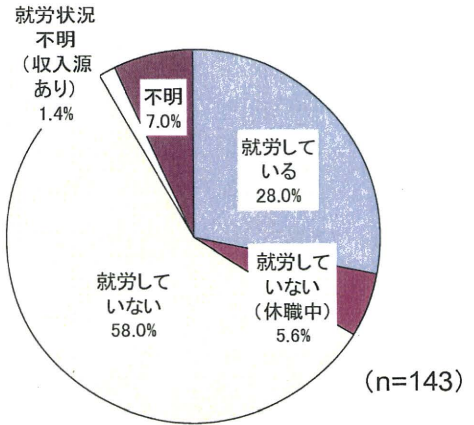


図 3-8 就労状況

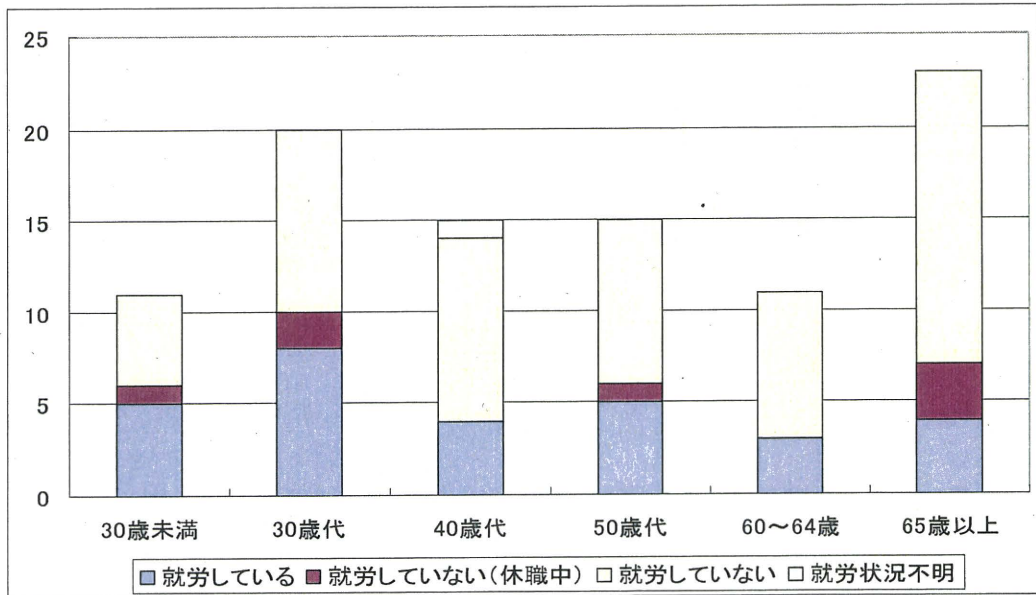


図 3-9 年齢階層別就労状況

5) 収入状況

収入については、就労による所得以外に年金や手当などがあることから、相談受付票に記載されている収入に関する記載内容より収入の有無を判断した。

収入があるのは4割強であり、半数は収入がなかった(図3-10)。

年代別では、とくに40歳代~50歳代で無収入の割合が高くなっていた。逆に65歳以上の8割には収入があった(図3-11)。

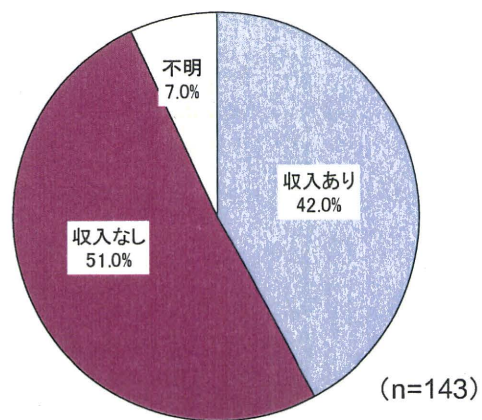


図 3-10 収入状況

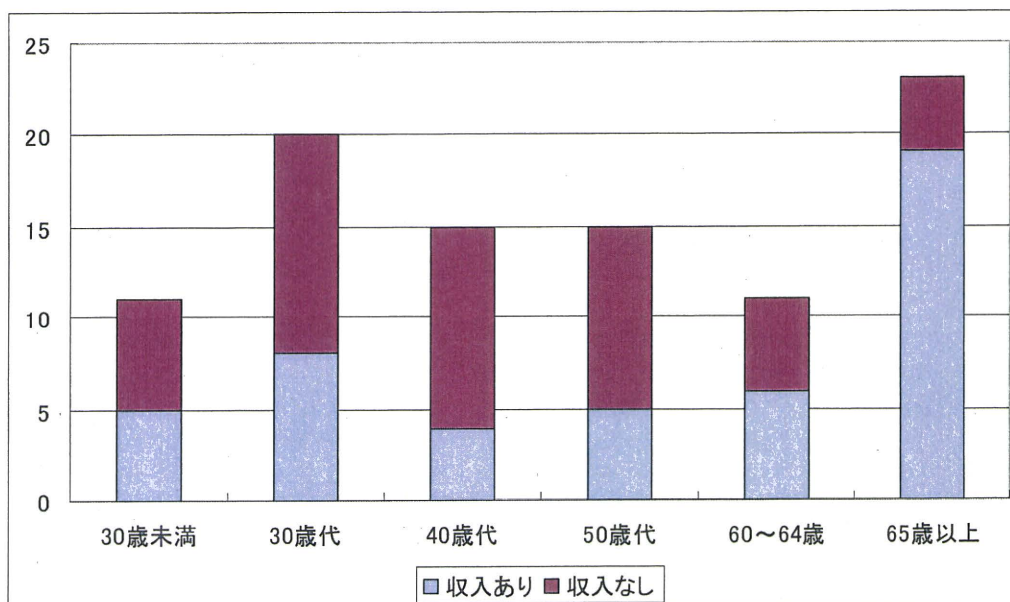


図 3-11 年齢階層別収入状況

6) 離職・減収の状況

相談受付票の記載内容から、対象者の半数以上は離職や減収状況にあった（図 3-12）。

年代別では、とくに 30 歳代～50 歳代でその人数が多く、逆に 60 歳代は少なかった（図 3-13）。

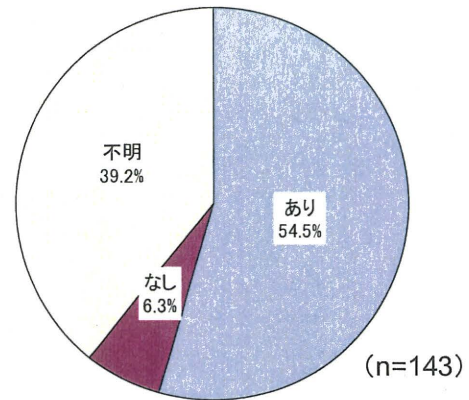


図 3-12 離職・減収の有無

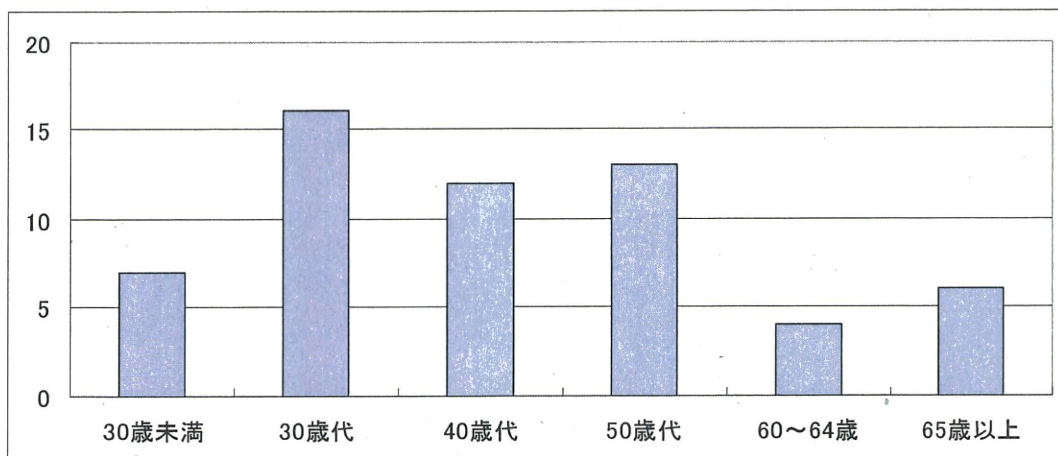


図 3-13 年齢階層別離職・減収下にあるもの

7) 住宅の状況

賃貸住宅が約 6 割、持ち家が約 1 割であり、定まった居所を持たないものや住宅以外を居所としているもの（友人宅等の居候、マンガ喫茶、宿泊所、路上など）が 13%いた（図 3-14）。

定まった居所のないものや住宅以外を居所としているものは 30 歳代～50 歳代にみられた（図 3-15）。

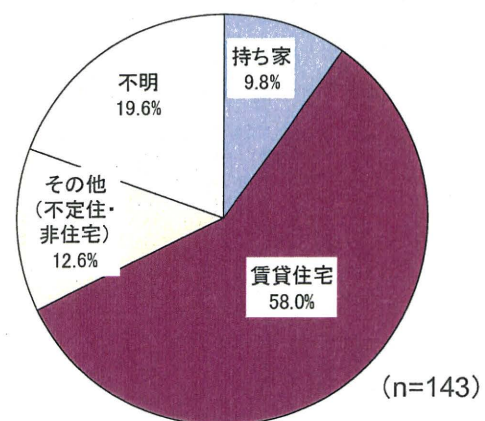


図 3-14 住宅の状況

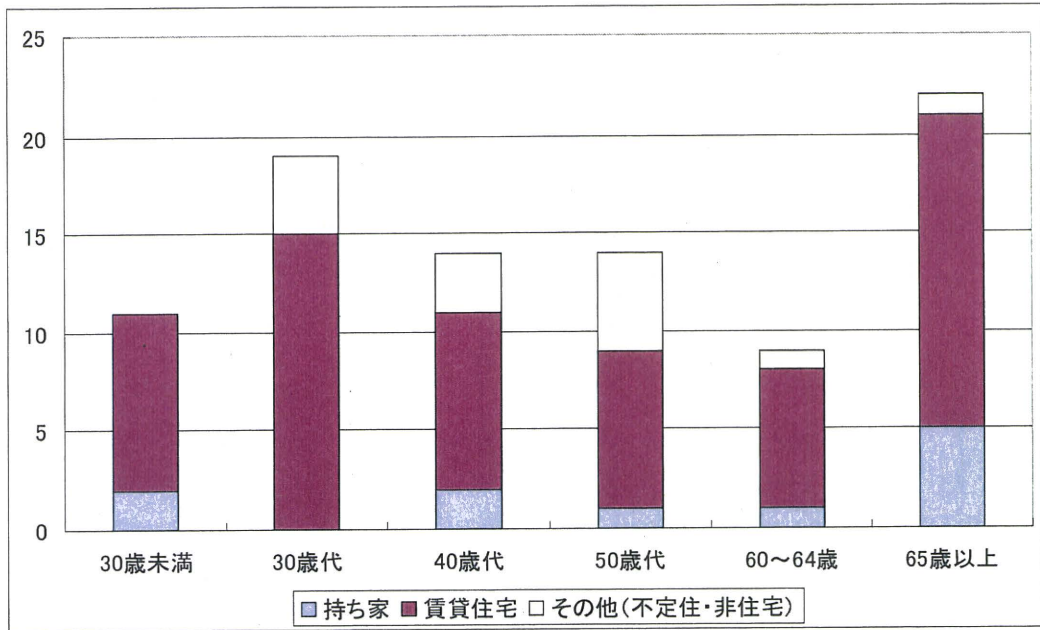


図 3-15 年齢階層別住宅の状況

8) 債務状況・困窮状況

対象者の15%に家賃の滞納があり(図3-16)、また23%に債務があった(図3-17)。

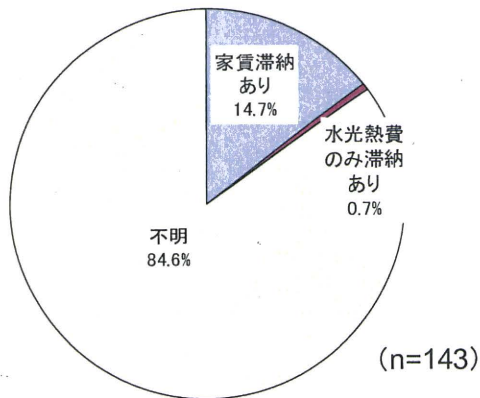


図 3-16 家賃等滞納の有無

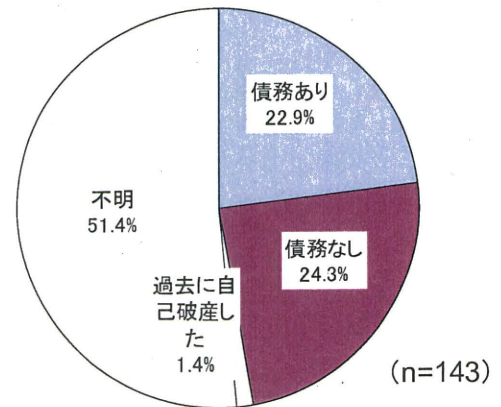


図 3-17 債務の有無

9) 健康状態

対象者の25%は本人に、また8%は家族に健康問題があった(図3-18)。その内訳(複数記入あり)は、「突発的な疾患・外傷等」12件、「慢性疾患(糖尿病、高血圧等)」8件、「精神科系(うつ病、パニック等)」9件などであった。また、障害者手帳保持者は6件あった。

年代別ではとくに65歳以上で本人または家族に健康問題があるケースが多くなっていた(図3-19)。

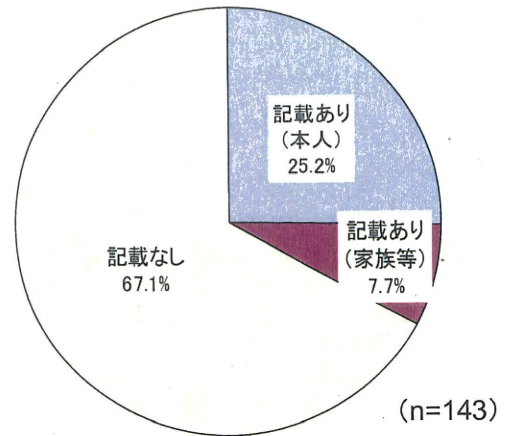


図 3-18 健康状態

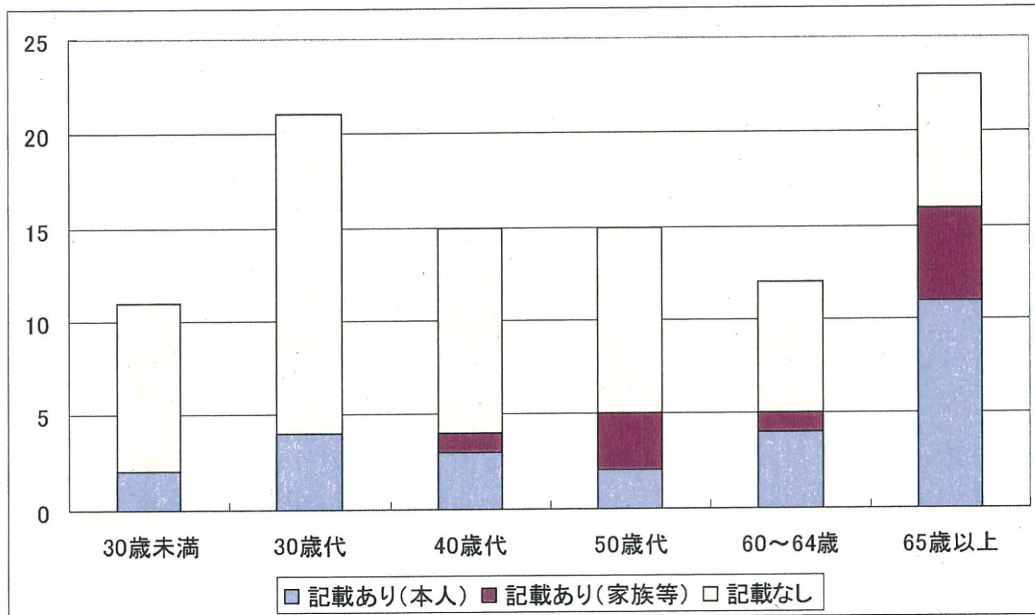


図 3-19 年齢階層別健康状態

(3) 対象者の相談内容

1) 相談に来た理由・抱えている課題

相談に来た理由(複数記入あり)は、多いものから、「一時的な失業」58件(41%)、「健康」43件(30%)、「就職のつなぎ(初任給待ち)」16件(11%)、「多額債務(100万円以上)」12件(8%)であった(図3-20)。

また、生活費の困窮度(複数記入あり)をみると、「一時的に生活費に困っている」60件(42%)、「全般的に生活費に困っている」62件(43%)であり、この2つで8割を超えた(図3-21)。

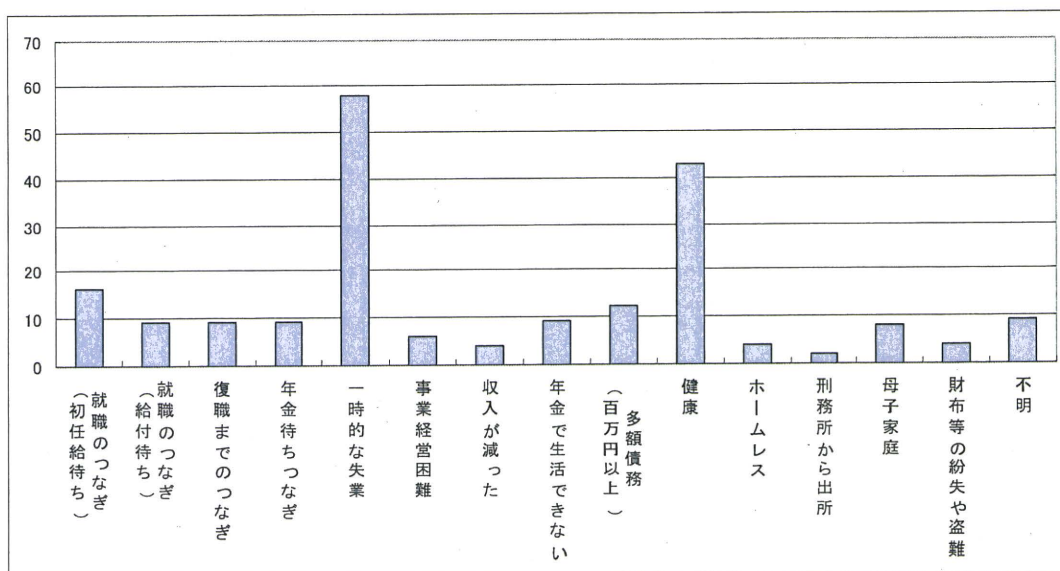


図 3-20 相談に来た理由・抱えている課題

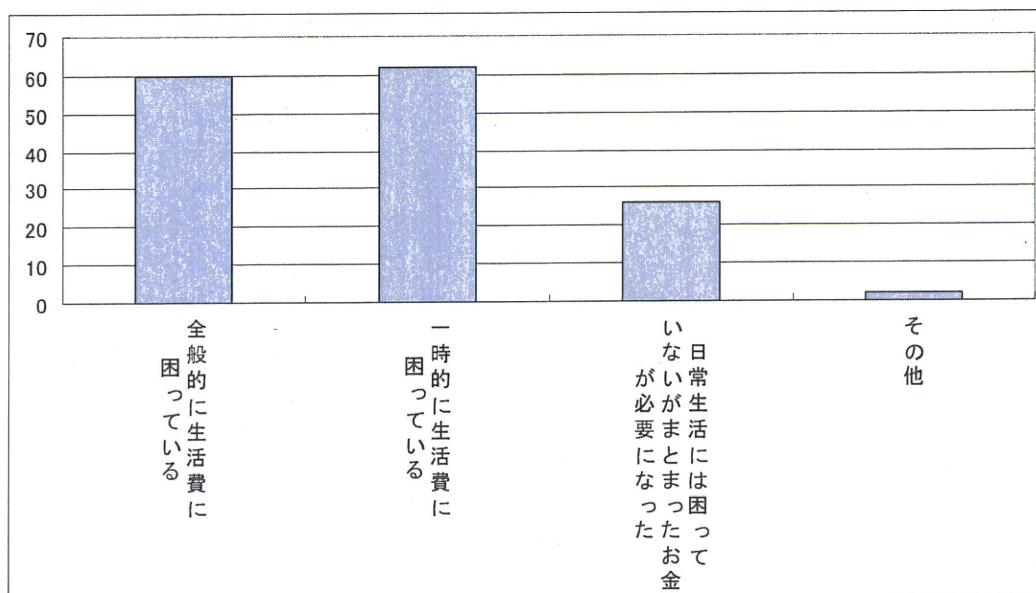


図 3-21 生活費の困窮度

2) 貸付金の使用目的

貸付金の使用目的(複数記入あり)は、多いものから、「生活費(困窮)」86件(60%)、「家賃」29件(20%)、「転居費」24件(17%)、「生活費(詳細不明)」23件(16%)、「医療費」19件(13%)であった(図3-22)。

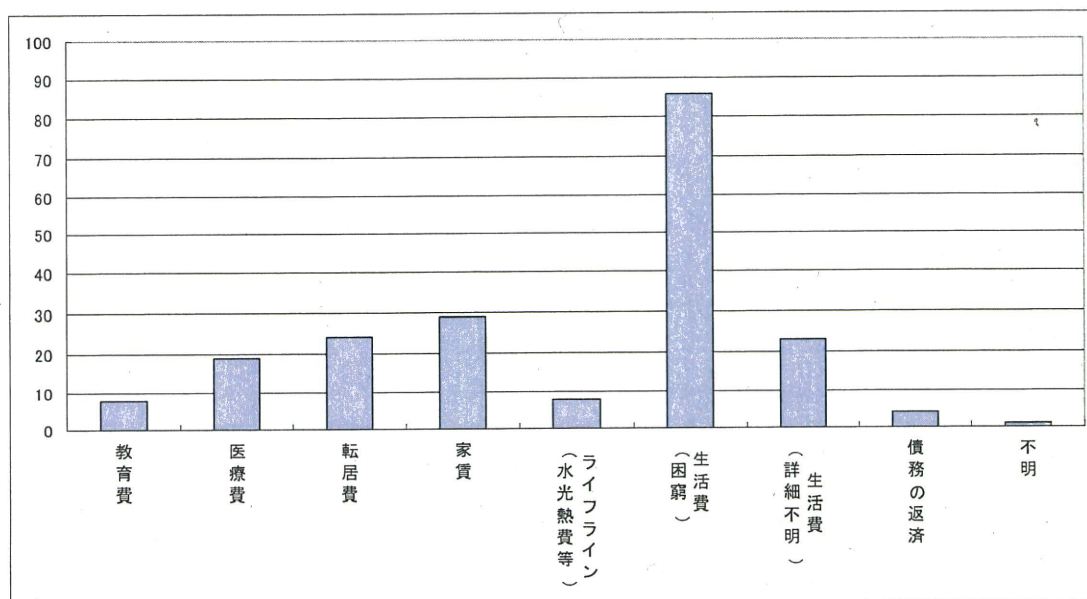


図 3-22 貸付金の使用目的

(4) 貸付・相談対応の状況

1) 貸付の種類判断

相談受付票には、相談時に担当者がどの貸付の種類が適切かを判断し記載するようになっている。担当者が判断した貸付の種類（複数記入あり）は、多いものから、「緊急小口資金」45件（32%）、「総合支援資金（支援費）」34件（24%）、「生活福祉資金」27件（19%）であった（図3-23）。「応急援護資金」「要保護世帯向け長期生活支援資金」「長期生活支援資金」「臨時特例つなぎ資金」はいずれも5件未満と少数であった。

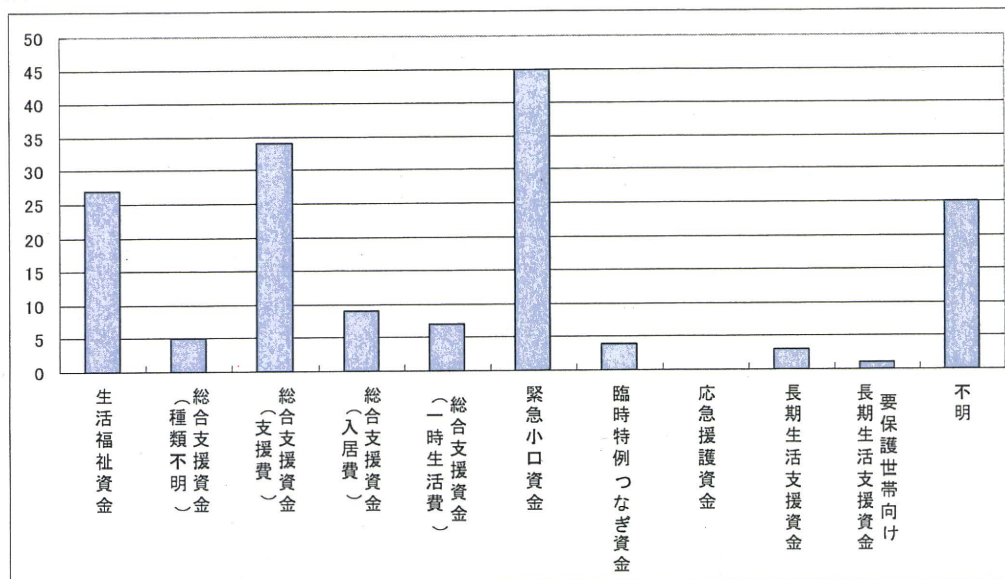


図 3-23 相談時に担当者が判断した貸付の種類

2) 貸付決定の状況

相談受付数に対し、貸付決定したのは30%であった（図3-24）。

4月受付分が70件中貸付決定21件（30%）、5月受付分が73件中貸付決定22件（30%）で、受付月による差はなかった。

相談方法別にみると、電話による相談の20%、来所による相談の43%が貸付決定に至っていた（図3-25）。

紹介経路による貸付決定の差異はみられなかった（図3-26）。

相談時に担当者が判断した貸付の種類と貸付決定の状況をみると、「総合支援資金（支援費）」 「緊急小口資金」 「総合支援資金（入居費）」では貸付決定が多かったが、「生活福祉資金」の相談ではほとんど貸付が決定されていなかった（図3-27）。

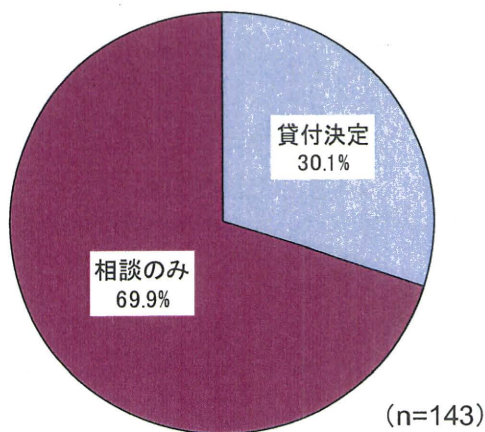


図 3-24 貸付決定の状況

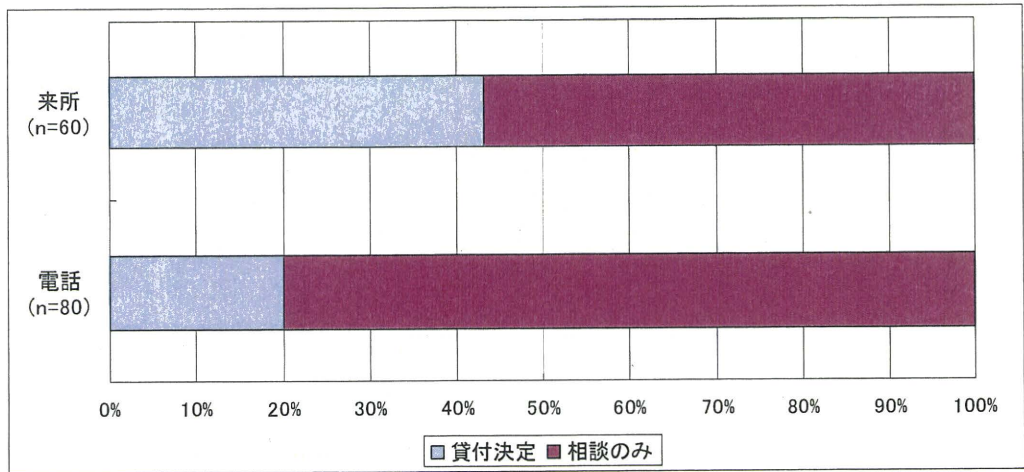


図 3-25 相談方法別貸付決定の状況

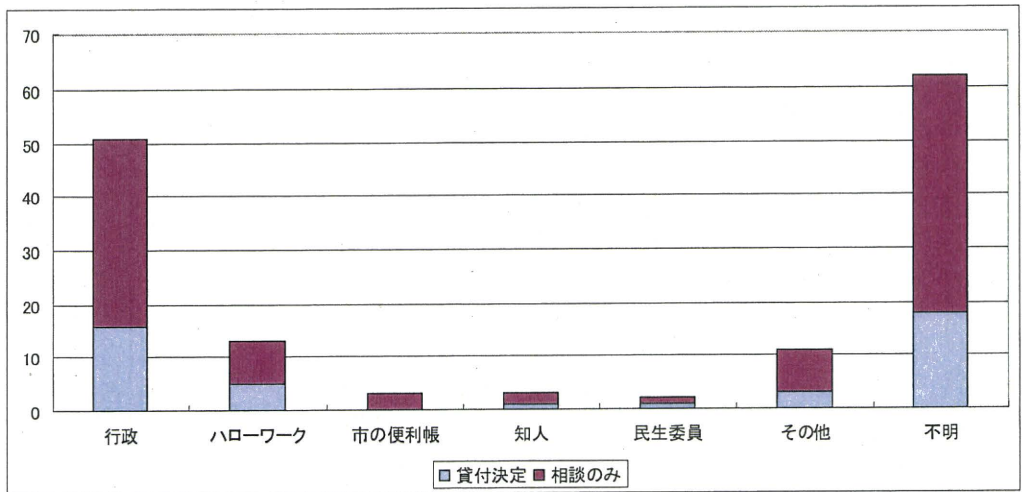


図 3-26 紹介経路別貸付決定の状況

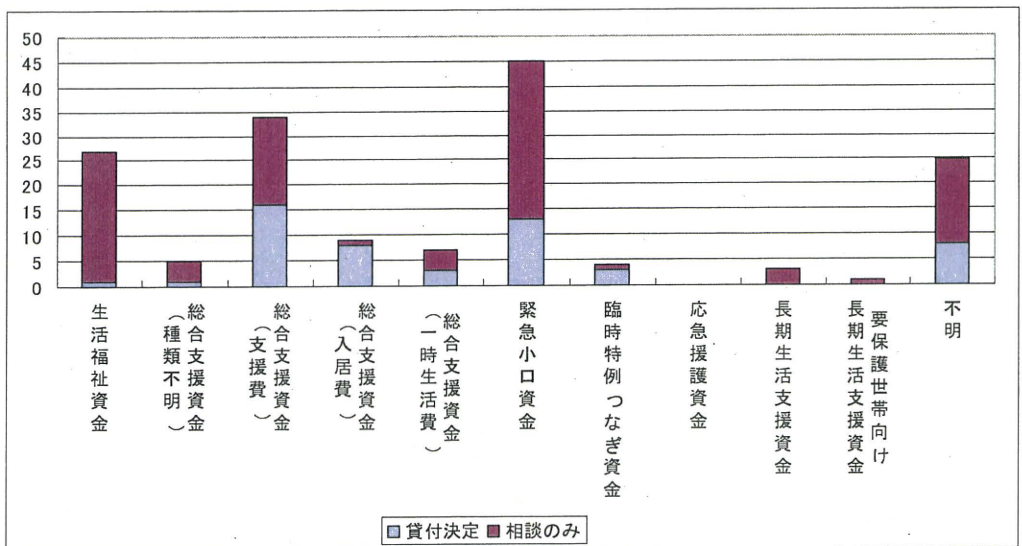


図 3-27 相談時に担当者が判断した貸付の種類と貸付決定の状況